

三重県における不登校児童生徒への支援の推進について

平成 29 年 2 月 14 日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「法」という。）が施行され、文部科学省は令和元年 10 月 25 日に「不登校児童生徒への支援のあり方について」を通知しました。本県においても、これらに基づき、不登校児童生徒の支援を進めてきたところです。そのような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会の変化や他者との距離感の変化、学習用端末の利用等、学校での活動に大きな影響がありました。様々な要因や背景はあるものの、近年、不登校児童生徒は全国的にも激増しており、本県の公立学校においても、令和 4 年度、小学校 1,356 人、中学校 2,489 人、高等学校 986 人（全日制 593 人、定時制 393 人）と過去最多となっています。

令和 5 年 3 月 31 日に文部科学省は COCOLO プランを取りまとめ、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」を通知し、不登校対策の一層の充実に取り組むとしています。本県においては、不登校児童生徒の支援に関わる様々な方の意見をふまえ、今後の施策や取組を推進するため、令和 5 年 7 月に三重県不登校児童生徒支援推進検討会（以下、「検討会」という。）を設置し、支援の推進について協議してきました。

ついては、今後の支援の方向性として、次の事項をふまえ、引き続き不登校児童生徒へのチーム支援を行っていただきますようお願いいたします。

1. 社会的自立に向けた支援

学校では全ての児童生徒に対して、将来の社会的自立に向けた取組が行われています。社会的自立に向けた取組は、児童生徒の実情をふまえたうえで、一人ひとりの社会的自立に向けて、自己肯定感が育まれる取組を進める必要があります。

教職員や保護者、支援者によって不登校児童生徒の社会的自立に対する認識が一樣ではないことがあります。目標とすべき社会的自立が不登校児童生徒の状態に応じたものであるか、どのような方向性で進めていくのかに関わる教職員や保護者、支援者で共有して取り組むことが大切です。

不登校児童生徒によっては、自己否定感を深めて、他者に頼ることができない状態になっている場合が多くあります。各学校で、不登校児童生徒の自己肯定感を育むとともに、SOS の出しやすい体制づくりをお願いします。

2. 不登校児童生徒及びその保護者の気持ちに寄り添った支援

不登校の要因・背景は様々であり、中には要因がわからずに悩んでいる児童生徒や、登校できない自分はよくないと感じ、自己否定をしまっている児童生徒もいます。また、保護者の中にも、子どもが登校できないことに対して、その責任を保護者自身や子どもに向けてしまい、より深刻な状態となってしまうことがあります。

教職員は、児童生徒が自己肯定をできない状態であること、学びにくい状態であることをふまえて、保護者とともに支援していくことが重要です。一方、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持つことがあることもふまえて支援を検討する必要があります。

家庭との連携については、『子どもと保護者に寄り添った支援をするために』（別添）をふまえ、児童生徒と保護者の意向や思いを聴き取り、チームで家庭と協力して取り組むようお願いいたします。

3. 専門人材の活用

検討会において、SSW の学校での認知が進んでいないという指摘を受けました。特に、SC と SSW の違いについて理解されておらず、SSW が SC の役割を求められることがあるとの話もありました。

各学校で、不登校児童生徒の支援に、SC・SSW を効果的に活用できるよう、担当している SC・SSW による教職員への研修を行うなど、それぞれの職域の理解を深め、支援内容に応じた専門人材と連携し、児童生徒及びその保護者に支援が届くようお願いします。

SC・・・児童生徒の内面（心理）に着目し、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている心の問題の解決を支援する心理の専門家

○悩みや不安、ストレスに対するカウンセリング ○児童生徒のアセスメント

○授業観察や行動観察

SSW・・・児童生徒を取り巻く環境に着目し、法律や制度を活用して児童生徒を取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しや地域資源の活用等により、児童生徒の悩みや課題を解決に向けてつなぐために支援する福祉の専門家

○情報を整理し、課題を明確化（アセスメント） ○地域資源の開拓と情報提供

○地域資源とのネットワークの構築、連携・調整

4. 地域資源の活用と連携

不登校の要因や背景が一人ひとり異なるため、対象の児童生徒に応じた支援の方法を考える必要があります。支援の一つとして、SSW が地域資源を開拓し、活用する場合があります。その際、学校はその地域資源と十分打ち合わせていく必要があります。対象の児童生徒にとって最善の利益となるかどうかを複数の関係者及び保護者、可能であれば対象の児童生徒とともに検討し進めていくことが重要です。

福祉機関については、それぞれの機能や役割が異なっているため、該当市町の福祉部局や社会福祉協議会にご相談ください。

学校においては、既に繋がりがあって、連携がとれる機関の場合は直接連絡し、支援の検討を進めてください。繋がりの少ない機関や、他の地域資源も含めて検討する場合には、SSW を活用し、アセスメントをもとに適切な支援を届けられるように進めてください。

連携時の個人情報の扱いについては、児童相談所への通告が必要な場合は保護者の了承なくできることは勿論のこと、要保護児童対策地域協議会や生活困窮者自立支援法に基づく支援会議、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の利用対象者となりえるものに関する支援会議は守秘義務を設けて行うことができます。それ以外の場合は、保護者の了承が必要になります。

児童相談所・・・市町の後方支援機関として、専門性を有する事例や、児童虐待等難しい事例に対応する。療育手帳の判定等も行う。

市町の福祉部局・・・児童、高齢者、障がい者、生活困窮者およびその家族等への相談支援を行う。

社会福祉協議会・・・各市町と連携して住民の生活支援に取り組んでいる。

教育支援センター・・・不登校児童生徒が学校以外で通う公共の教育機関。体験活動や交流、相談、学習支援を行う。

フリースクール・・・不登校児童生徒の学校以外で通う民間の場所。フリースクールによって、活動内容や考え方、利用料金等が異なる。

親の会・・・不登校児童生徒の保護者が集まり、互いの状況を話すことによって、状況の変化等に繋げる。

子どもと保護者に寄り添った支援をするために

児童生徒が登校しにくい状況になったとき、学校は、電話で児童生徒の様子を確認したり、課題や通信を持参して家庭訪問をしたりすることが多くあります。一方で、児童生徒や保護者にとっては、そのことが負担に感じることも少なくありません。

教職員が児童生徒や保護者との面談や連絡をする際、次の内容をふまえることで保護者との協力体制を築きやすくなります。

保護者と相談した内容を校内で共有し、学校としての取組を進めてください。(参考として、<確認シート>をつけていますのでご活用ください。)

(1) 出欠連絡

毎日、朝になると保護者が「今日は学校に行くのか」と子どもに問いかけることは子どもにとっても保護者にとっても負担が大きく、それを続けることによって親子の関係性も悪くなってしまうことがあります。保護者と相談のうえ、「欠席する場合だけ連絡する」、「登校する日だけ連絡する」、「毎日連絡する」などの方法や、「電話」、「メール」などの手段について、保護者に寄り添った柔軟な対応を検討してください。

(2) 登校刺激や家庭訪問、学校からの配付物(通信、学習、プリントなど)

児童生徒によっては、教職員が訪問することで自身の存在感や所属感を感じる場合がある一方、登校できていないことへの自責の念を深めてしまう場合もあります。児童生徒の状況をふまえ、保護者や児童生徒と相談しながら行うことが大切です。

また、回復期に入れば登校刺激も必要となる場合があります。児童生徒の状態を十分配慮して、スモールステップで進んでいくことができるように取り組んでください。

例) 頻度、渡すもの、渡し方(誰かを通じて、郵送、一人一台端末) など

(3) 学校として最低限必要な「子どもの様子の確認」

学校には児童生徒の権利や福祉を守るために関係機関と連携し、児童生徒の状況を確認することが求められています。保護者や児童生徒の状況、または学校と保護者との関係性に応じて、必要であれば、地域の保健師や福祉機関のケースワーカーなど関わりのある人の協力を得て、子どもの様子を確認し、その情報を校内で共有してください。

(4) 登校の際の配慮

児童生徒が登校しようとする際、個々の状況に応じた配慮をする必要があります。例えば、「よく来たね。」という教員目線では承認している内容であっても、受け取る側からすると「登校できない時はダメなんだ。」という自己を否定されている感覚になることもあります。また、次に登校できなかった時、より強い自己否定につながることもあります。教職員は児童生徒が言葉の意味を否定的に受け取ってしまうこともあることを理解し、配慮した言動を心掛け、丁寧な支援をお願いします。

また、安心できない環境があることで登校することに不安を感じている場合があります。児童生徒がどのような場所であれば安心できるのか、落ち着かない環境や状況はどういったものなのかなどを聴き取り、学校として対応できることを保護者と十分に相談してください。

例) 同・異年齢との交流、一人で内省する時間、体を動かすこと、深く考えること、何かをつくること、競い合う環境、協力し合う環境、協調する環境、威圧的な環境、賑やかな環境、穏やかな環境、静かな環境、独立的な環境 など

(5) 出席認定や通知表

不登校児童生徒が学校以外の施設（教育支援センターやフリースクール等）で相談・指導を受けている場合には、義務教育制度を前提としつつ、保護者と学校との十分な連携・協力関係の確保など、一定の要件を満たせば、学校以外での施設において相談・指導を受けた日数を、校長が教育委員会と十分な連携をとったうえで、指導要録上出席扱いとすることができます。出席扱いについて、教育委員会との連携のうえ、必要に応じて保護者への説明をお願いします。

また、学校はその児童生徒の学校以外の場所での学習の計画や内容を把握し、学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、その学習の評価を適切に行い、指導要録に記入したり、評価の結果を通知表やその他の方法により、児童生徒や保護者、学校以外の場所に伝えたりすることもできます。

児童生徒や保護者の意向をふまえたうえで、表記の仕方も含め、提示について検討してください。

高等学校においては、令和6年3月「『不登校生徒』の学習機会の確保のための遠隔授業及び通信教育の活用について」（高校教育課）に基づいて対応してください。

(6) 給食

児童生徒が不登校となった場合、学校給食で得られるはずであった昼食を家庭で摂る必要があり、保護者は給食代と家庭での昼食代の二重の負担となってしまいます。一方で、保護者の中には子どもが登校したときには給食を食べられるようにしたいと考えている人もいます。

学校としては、学校給食条例及び規則に沿って扱う必要があるため、教育委員会に確認し、可能な対応（月ごとの利用、数日ごとの利用など）について保護者に提示できるようにしておく必要があります。また、状況は日々変化することもあるため、柔軟な対応が求められます。学校として対応可能な選択肢を持ち、保護者と十分に相談して進めてください。

(7) 教材

不登校児童生徒の状況によっては、学習に取り組める状態ではない場合もありますが、家庭で学習を進めていくことができる場合もあります。その際に、学校の授業で使う教材を購入するかどうかを相談する必要があります。児童生徒の状況が変化することもあるため、学期ごとにどうするかを確認しながら進めていくことが必要です。そして、必要な教材だけ必要となったときに購入するなど、個別に購入する方法を保護者に伝えるなど、柔軟に対応してください。

(8) 情報提供

不登校児童生徒の保護者は周りの人に子どもが登校できていないことに対する悩みなどを話しづらいと感じることもあり、相談につながらず、必要な情報を得られていないことがあります。また、不登校の要因や背景が様々で、状況に合った情報にたどり着いていないこともあります。そのような時に保護者の身近で頼りたいと感じるのは学校の教職員であることが多いです。全てを支えることはできませんが、一緒に考える姿勢が保護者の安心につながります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センターや不登校総合支援センター等の公的機関、みえ不登校支援ネットワーク、フリースクールや親の会などの民間団体、地域の福祉機関など相談機関には多様な選択肢があります。保護者への情報提供は学校が伴走しながら進めなければ、学校から見捨てられたような喪失感を抱いてしまうことがあります。子どものために一緒に取り組みながら関わる関係機関を増やすようにしてください。

本資料は、三重県不登校児童生徒支援推進検討会で提案のあった、特定非営利活動法人多様な学びプロジェクト作成の「学校とのやりとりに関する依頼文フォーマット」の項目を参考に作成しています。

<確認シート>

令和 年 月 日

名前()

①現在の様子

②子どもの願い

③保護者の願い

④(別添)の(1)～(8)等に関する要望

⑤その他

<留意点>

- ・ 聞き取る際、子どもの心に負担が掛からないようにする必要があります。保護者と子どもの話を別々で聞くことや担任以外(カウンセラー等)の同席などについて、保護者や子どもと相談しながら進めてください。
- ・ 保護者と話をする前に、どのような内容で話をどの程度するのかを事前に伝えるなど配慮しながら進めてください。
- ・ 一度に全ての内容について聞き取ることを重視するのではなく、良好な関係性を築きながら協力できるように相談しながら進めてください。